

特定高齢者の決定方法等の見直しに係る検討状況の概要

1 見直しの経緯

- 特定高齢者施策の実施状況をみると、特定高齢者数等が当初の想定と比較して少なく、現行のまま事業を継続した場合には、当初想定した介護予防の効果が見込めないおそれがあることから、特定高齢者の決定方法等についての見直しを行うこととした。

2 具体的な見直しの内容案

- 特定高齢者の決定方法等の見直しについては、3月14日に開催された第2回介護予防継続的評価分析等検討会において検討が行われたところ。
- 見直し案については、概ね了承をいただいております、当該見直し案の方向で改正に向けた手続きを進めているところである。
- 具体的な見直しの内容案については、資料3「特定高齢者の決定方法等の見直し等について（案）」を参照。

3 現在の状況及び今後のスケジュール

- 現在、意見公募手続き（パブリックコメント）を実施しているところ。
- パブリックコメントの日程との関係上、確定した関連要綱（地域支援事業実施要綱、保健事業実施要領）の発送は4月2日（月）（予定）になるが、施行については4月1日を予定していることから、各市町村においては、資料4「地域支援事業実施要綱新旧対照表（案）」、資料5「保健事業実施要領新旧対照表（案）」をもとに施行の準備を進めていただきたい。

介護予防事業の実施状況の調査結果(平成18年11月30日時点の調査)の概要(平成19年2月27日現在)

1 介護予防事業の実施状況の調査の概要

【調査内容】 介護予防事業の実施状況

【集計対象】 47都道府県1,808市町村(特別区含む)

(有効回答率 : 98.3%)

【調査期間】 平成18年4月1日～11月30日の8ヶ月間の実施状況

【調査方法】 平成18年12月25日付事務連絡により、都道府県を経由して調査を依頼

2 調査結果

	人 数	65歳以上人口に占める割合 (%)
65歳以上人口	26,165,834	—
基本チェックリストを実施した者の数	5,879,939	約 23.0
基本チェックリストを実施した者のうち 特定高齢者候補者の割合	294,534	約 5.01
生活機能評価の受診者	5,505,422	約 21.6
特定高齢者候補者数	294,534	約 1.18
特定高齢者決定数	112,124	約 0.44 (※2)
介護予防特定高齢者施策への参加者数(※1)	35,701	約 0.14 (※3)

※1 通所型介護予防事業への参加者、訪問型介護予防事業への参加者の合計
(重複して参加している者が重複している可能性がある)

※2 特定高齢者候補者のうち特定高齢者決定者となった割合 約 38.07 %

※3 特定高齢者のうち介護予防特定高齢者施策に参加した割合 約 31.84 %

(参考) 平成18年9月1日時点調査と平成18年11月30日時点調査の比較

	18年9月1日までの累積	18年11月30日までの累積
特定高齢者候補者率	少なくとも 0.71 %	1.18 %
特定高齢者決定者率	0.21 %	0.44 %

(注) 9月調査においては、累積の候補者数は調査項目として設けていなかったため、9月1日時点の候補者率と同日までの累積の決定者率を加えて0.71%としている。

平成19年2月27日
厚生労働省老健局老人保健課

介護予防事業の実施状況の調査結果 (平成18年11月30日時点の調査)

I. 本調査の目的

- 本調査においては、特定高齢者の決定基準等の見直しの検討に必要な基礎的なデータを得るため、全ての市町村(特別区を含む。以下同じ。)を対象に、平成18年11月30日現在の各市町村における介護予防事業の実施状況を把握することを目的として調査を行った。

II. 調査の概要

(1) 調査対象

- 47都道府県1,840市町村

(2) 回答状況

- 47都道府県1,838市町村より回答を得た。(平成19年2月19日現在)

(3) 分析対象

- 回答のあった47都道府県1,838市町村のうち、特定高齢者施策を未実施の10市町村と特定高齢者候補者数、特定高齢者数がともに不明である20市町村を除く1,808市町村を分析対象とした。

(4) 調査時期

- 平成18年11月30日現在の状況について調査を行った。(平成18年4月～11月の8ヶ月間の実施状況について調査)

(5) 調査方法

- 平成18年12月15日付事務連絡により、各都道府県担当部局を經由して調査を依頼。回答については、各都道府県担当部局において取りまとめの上、電子メールにて本省に報告。

Ⅲ. 調査結果

1. 特定高齢者把握事業

(1) 特定高齢者把握事業の実施市町村

- 特定高齢者把握事業は、ほとんど全ての市町村で実施されている。(表1)

表1 特定高齢者把握事業の実施状況 (n = 1,818)

	実施	未実施	合計
市町村数	1,808	10	1,818
(%)	99.4%	0.6%	100%

(2) 基本チェックリストを実施した者、生活機能評価の受診者

- 基本チェックリストを実施した者は、基本チェックリストを実施した者を把握している 1,790 市町村の65歳以上人口の約2割強である。(表2)
- 生活機能評価の受診者は、生活機能評価の受診者数を把握している 1,779 市町村の65歳以上人口(25,498,270 人)の約2割強である。(表3)
- 高齢者に占める特定高齢者の割合を高めるには、基本チェックリストの実施者の絶対数を確保することが重要である。

表2 基本チェックリストを実施した者の数 (n = 1,790)

	人数	(%)
基本チェックリストを実施した者	5,879,939	23.0%

○割合(%)は、1,790 市町村の65歳以上人口(25,591,218 人)に占める割合である。

表3 生活機能評価の受診者数

(n = 1,779)

	人数	(%)
生活機能評価の受診者	5,505,422	21.6%

○割合(%)は、1,779市町村の65歳以上人口(25,498,270人)に占める割合である。

2. 特定高齢者候補者

(1) 特定高齢者候補者数

- 特定高齢者候補者の割合(累積)は、特定高齢者候補者を把握している1,775市町村の65歳以上人口比で1.18%となっている。(表4)
- なお、基本チェックリスト実施者のうち、特定高齢者候補者に該当する割合は、約5%である。

※ 特定高齢者候補者：基本チェックリストにより特定高齢者候補者となった者。
特定高齢者決定者になった者も特定高齢者候補者に含まれる。

表4 特定高齢者候補者

(n = 1,775)

	人数	(%)
特定高齢者候補者 (平成18年11月30日までの累積)	294,534	1.18%
(参考) (平成18年9月1日までの累積)	—	少なくとも 0.71%

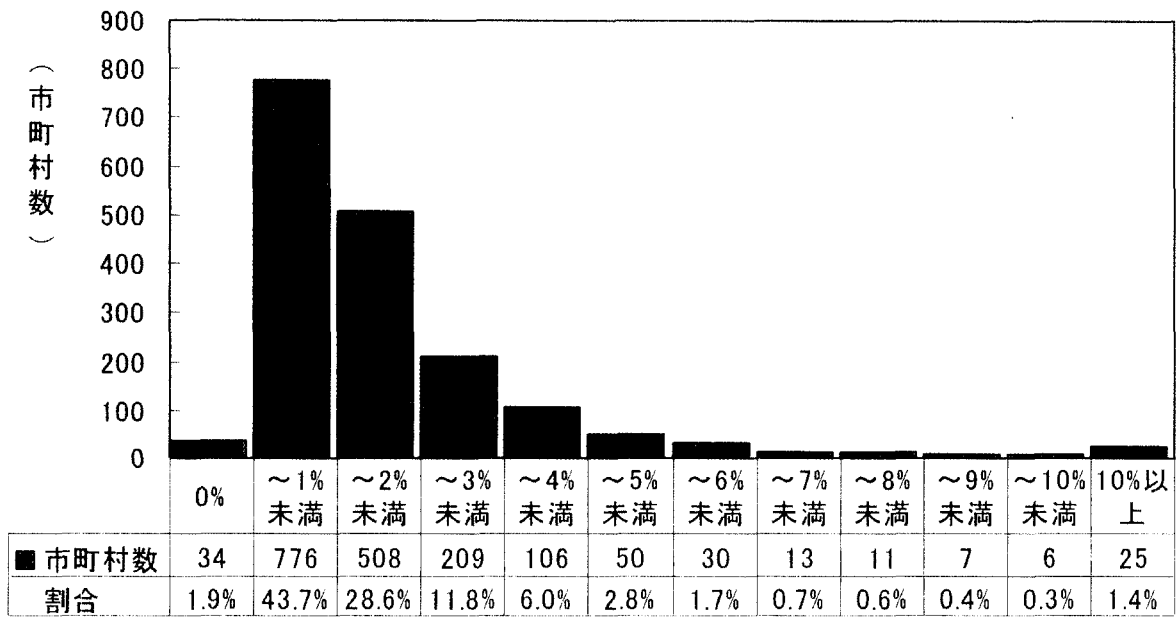
○平成18年11月30日までの累積の割合(%)は、1,775市町村の65歳以上人口(24,946,548人)に占める割合である。

○平成18年9月1日までの累積の割合(%)は、9月調査においては、累積の候補者数は調査項目として設けていなかったため、9月1日までの候補者率と同日までの累積の決定者率を加えて0.71%としている。

(2) 特定高齢者候補者割合別の市町村数分布

○ 特定高齢者候補者割合の市町村別分布を見ると、最も多いのは0～1%の市町村であり、全体の43.7%である。(図1)

図1 特定高齢者候補者割合別の市町村数分布



(n = 1,775)

【再掲】～1%未満の内訳

	～1 %未満	～0.2 %未満	～0.4 %未満	～0.6 %未満	～0.8 %未満	～1 %未満
市町村数	776	85	157	191	190	153
割合	43.7%	4.8%	8.8%	10.8%	10.7%	8.6%

3. 特定高齢者決定者

(1) 特定高齢者決定者数

- 特定高齢者決定者数は、平成18年11月30日時点までの累積決定者数で、特定高齢者決定者を把握している1,731市町村の65歳以上人口比で0.44%となっている。(表5)
- なお、基本チェックリスト実施者のうち、特定高齢者に該当する割合は、約1.9%である。
- また、特定高齢者候補者のうち、特定高齢者に該当する割合は約38%である。

※ 特定高齢者決定者：特定高齢者候補者のうち、医師による生活機能評価を受けて特定高齢者と決定された者。
なお、特定高齢者の決定には、本人の同意は必要ではない。

表5 特定高齢者

(n = 1,731)

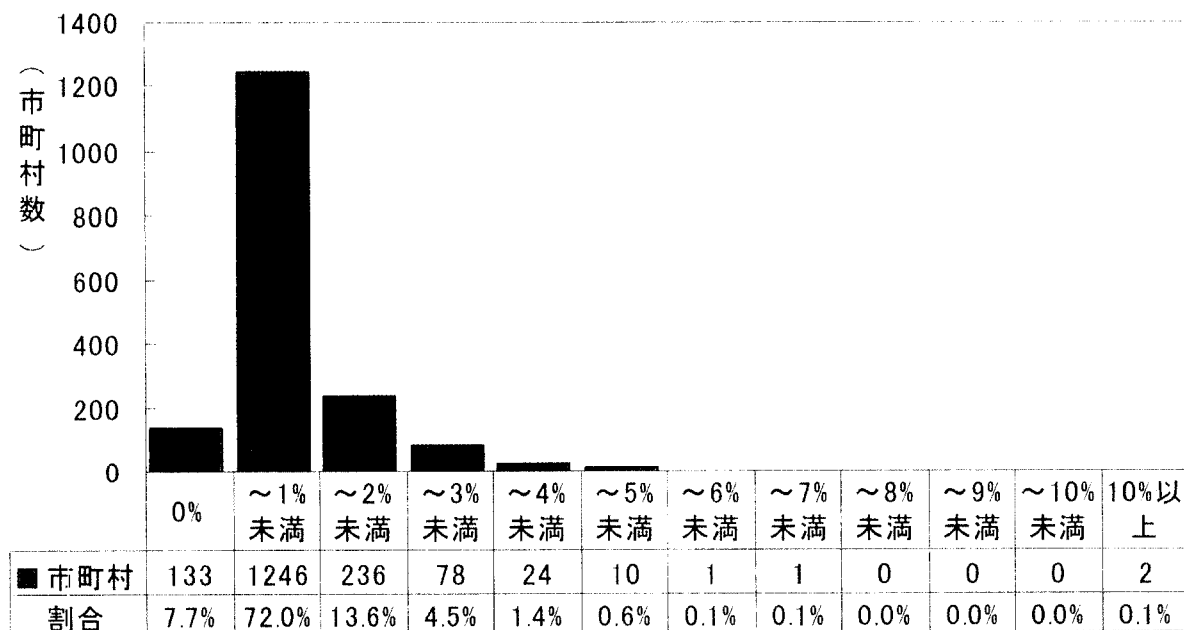
	人数	(%)
特定高齢者 (平成18年11月30日までの累積)	112,124	0.44%
(参考) (平成18年9月1日までの累積)	—	0.21%

○平成18年11月30日までの累積の割合(%)は、1,731市町村の65歳以上人口(25,304,295人)に占める割合である。

(2) 特定高齢者決定者割合別の市町村数分布

○ 特定高齢者決定者割合の市町村別分布を見ると、最も多いのは0～1%の市町村であり、全体の72.0%である。(図2)

図2 特定高齢者決定者割合別の市町村数分布



(n = 1, 731)

【再掲】～1%未満の内訳

	～1 %未満	～0.2 %未満	～0.4 %未満	～0.6 %未満	～0.8 %未満	～1 %未満
市町村数	1246	399	324	239	164	120
割合	72.0%	23.1%	18.7%	13.8%	9.5%	6.9%

(3) 特定高齢者候補者から特定高齢者決定者になる割合等

① 特定高齢者候補者から特定高齢者決定者になる割合

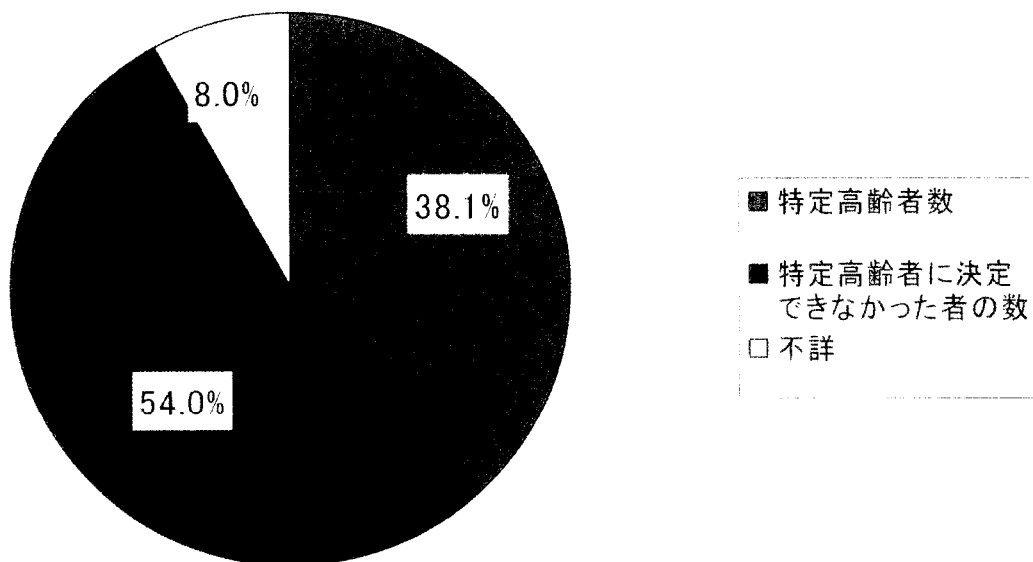
○ 特定高齢者候補者から特定高齢者に決定した者の割合は約4割弱、特定高齢者に決定できなかった者の割合は約5割強であった。(表6)

表6 特定高齢者候補者から特定高齢者決定者になる割合

	特定高齢者候補者数	特定高齢者数	特定高齢者に決定できなかった者の数	不詳
人数	294,534	112,124	158,982	23,428
(%)	100%	38.1%	54.0%	8.0%

※ 不詳 :

特定高齢者候補者のうち、特定高齢者として決定された者と特定高齢者に決定できなかった者を除いた者。



②特定高齢者に決定できなかった者の内訳

- 特定高齢者に決定できなかった理由は、「生活機能評価の判定報告の区分による」ものが約35%、「特定高齢者の決定基準に該当しない」ものが約25%、「生活機能評価の未受診」によるものが約8%であった。(表7)
- 「その他」としては、生活機能評価を受診したが判定結果がまだ出ていない者等が考えられる。

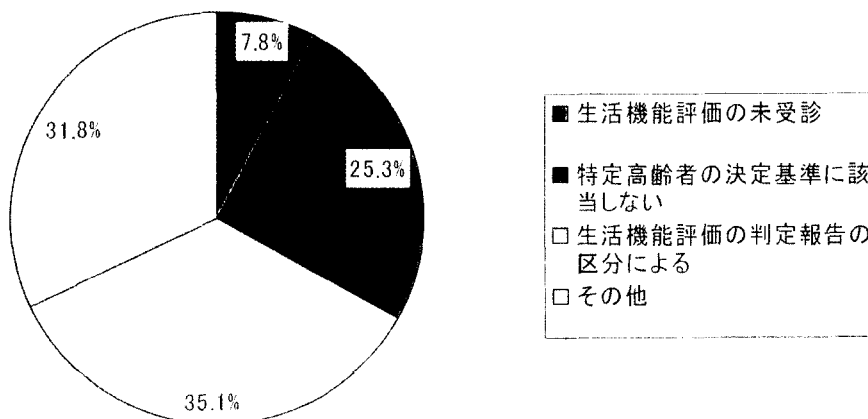
表7 特定高齢者に決定できなかった者の内訳

	特定高齢者候補者	特定高齢者に決定できなかった者の数	特定高齢者に決定できなかった理由			
			生活機能評価の未受診	特定高齢者の決定基準に該当しない	生活機能評価の判定報告の区分による	その他
特定高齢者に決定できなかった者に対する割合		158,982 100%	12,458 7.8%	40,187 25.3%	55,767 35.1%	50,570 31.8%
特定高齢者候補者に対する割合	294,534 100%	158,982 54.0%	12,458 4.2%	40,187 13.6%	55,767 18.9%	50,570 17.2%

※「特定高齢者の決定基準に該当しない」とは、「基本チェックリストの1から20までの項目のうち12項目以上」に該当し特定高齢者候補者に該当するが、「基本チェックリスト6～10の全てにすべて該当する者」等の特定高齢者の決定基準に該当しないため、特定高齢者に決定できなかった場合をいう。

※「生活機能評価の判定報告の区分による」とは、特定高齢者の決定基準を満たしているものの、生活機能評価の判定報告が、「医療を優先する」又は「生活機能の著しい低下無し」で、特定高齢者に決定できなかった場合をいう。

特定高齢者に決定できなかった理由



4. 特定高齢者施策参加者

(1) 特定高齢者決定者の介護予防事業への参加状況

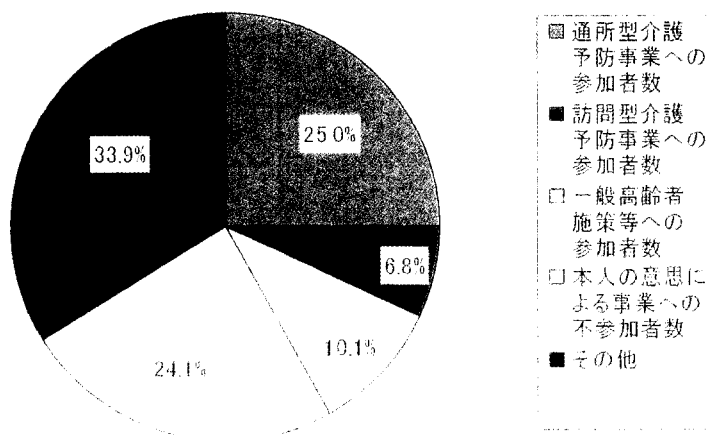
- 特定高齢者決定者の約32%が特定高齢者施策に参加している。
- 介護予防一般高齢者施策への参加を加えると、4割強が介護予防事業に参加している。
- 一方、本人の意思による事業への不参加は2割強となっている。(表8)
- 「その他」としては、介護予防ケアプランを作成中という者や介護予防プログラムへの参加を検討中という者のほか、介護予防プログラムへの参加を希望しているが適切な事業が実施されていない場合等が考えられる。
- なお、65歳以上人口のうち、介護予防事業への参加者の割合は、約0.14%である。

表8 特定高齢者の介護予防事業への参加状況

	特定高齢者数	通所型介護 予防事業への 参加者数	訪問型介護 予防事業への 参加者数	一般高齢者 施策等への 参加者数	本人の意思に よる事業への 不参加者数	その他
人数	112,124	28,027	7,674	11,355	27,025	38,043
		35,701				
(%)	100%	25.0%	6.8%	10.1%	24.1%	33.9%
		31.8%				

※「一般高齢者施策等への参加者数」は、通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業への参加者以外で、一般高齢者施策や地域資源の活用等に対応した者の数を表す。

※「その他」は、特定高齢者数から「通所型介護予防事業への参加者数」、「訪問型介護予防事業への参加者数」、「一般高齢者施策等への参加者数」、「本人の意思による事業への不参加者数」を除いた数とした。但し、同一人が通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業の両方を利用した場合は両方に計上されていることから、「その他」は、実際には上記の数字よりも多い。



(2) 介護予防事業の実施状況

① 通所型介護予防事業の実施状況

- 運動器の機能向上プログラムは約6割、栄養改善プログラムは約3割、口腔機能の向上プログラムは約2割5分の自治体で実施している。(表9)
- 特定高齢者を決定しているが通所型介護予防事業を実施していない市町村が263(特定高齢者を決定している1,598市町村に対して16.5%)存在しており、事業の実施体制の整備が必要である。

表9 通所型介護予防事業における介護予防プログラムの実施状況

	実施市町村数	実施市町村数 に対する% (n = 1,808)	(参考) 9月1日時点での% (n = 1,519)
通所型介護予防事業の実施	1,135	62.8%	47.8%
運動器の機能向上	1,096	60.6%	46.7%
栄養改善	518	28.7%	21.7%
口腔機能の向上	449	24.8%	20.9%

○実施市町村数に対する割合(%)は、特定高齢者把握事業を実施している1,808市町村に占める割合である。

○9月1日時点での割合(%)は、9月1日時点で特定高齢者把握事業を実施している1,519市町村に占める割合である。

②訪問型介護予防事業の実施状況

○閉じこもり予防・支援プログラムは2割弱、認知症予防・支援プログラム及びうつ予防・支援は約15%の自治体で実施している。

表10 訪問型介護予防事業における介護予防プログラムの実施状況

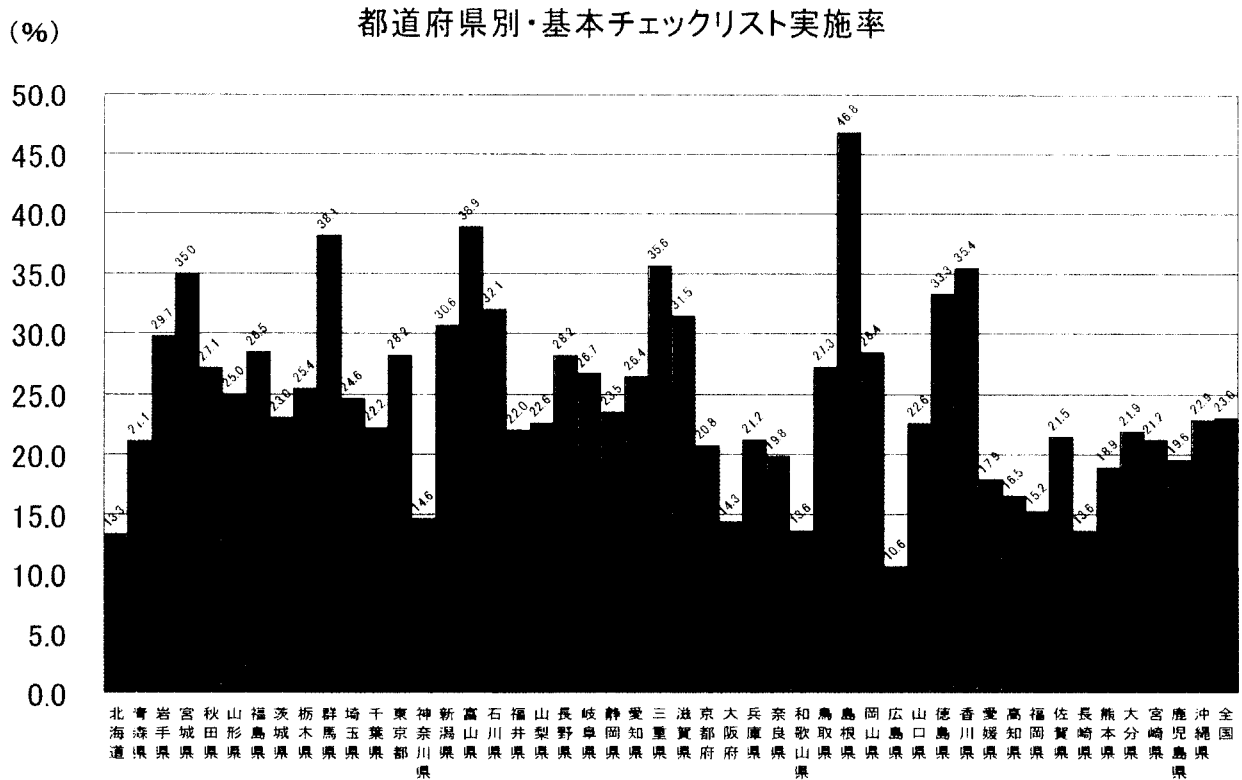
	市町村数	全市町村数 に対する% (n = 1,808)	(参考) 9月1日時点での% (n = 1,519)
訪問型介護予防事業の実施	569	31.5%	31.1%
運動器の機能向上	167	9.2%	9.5%
栄養改善	283	15.7%	16.4%
口腔機能の向上	113	6.3%	8.9%
閉じこもり予防・支援	336	18.6%	21.9%
認知症予防・支援	253	14.0%	17.8%
うつ予防・支援	286	15.8%	19.4%

○実施市町村数に対する割合(%)は、特定高齢者把握事業を実施している1,808市町村に占める割合である。

○9月1日時点での割合(%)は、9月1日時点で特定高齢者把握事業を実施している1,519市町村に占める割合である。

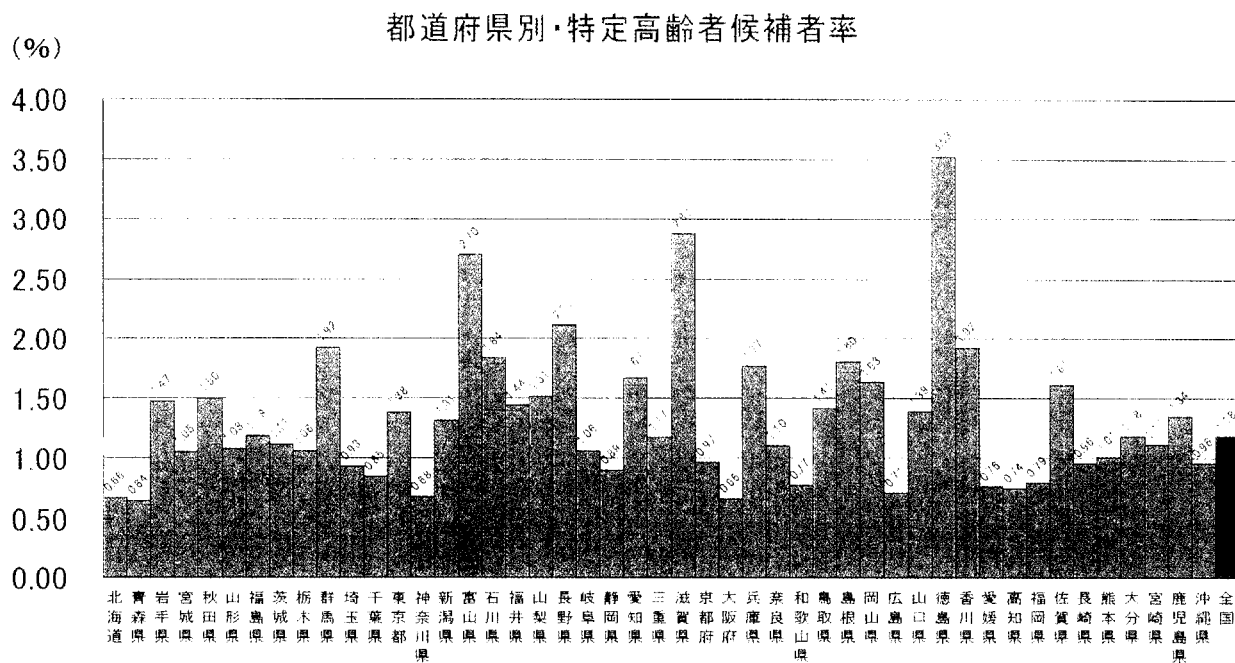
5 都道府県別の実施状況

(1) 都道府県別・基本チェックリスト実施率



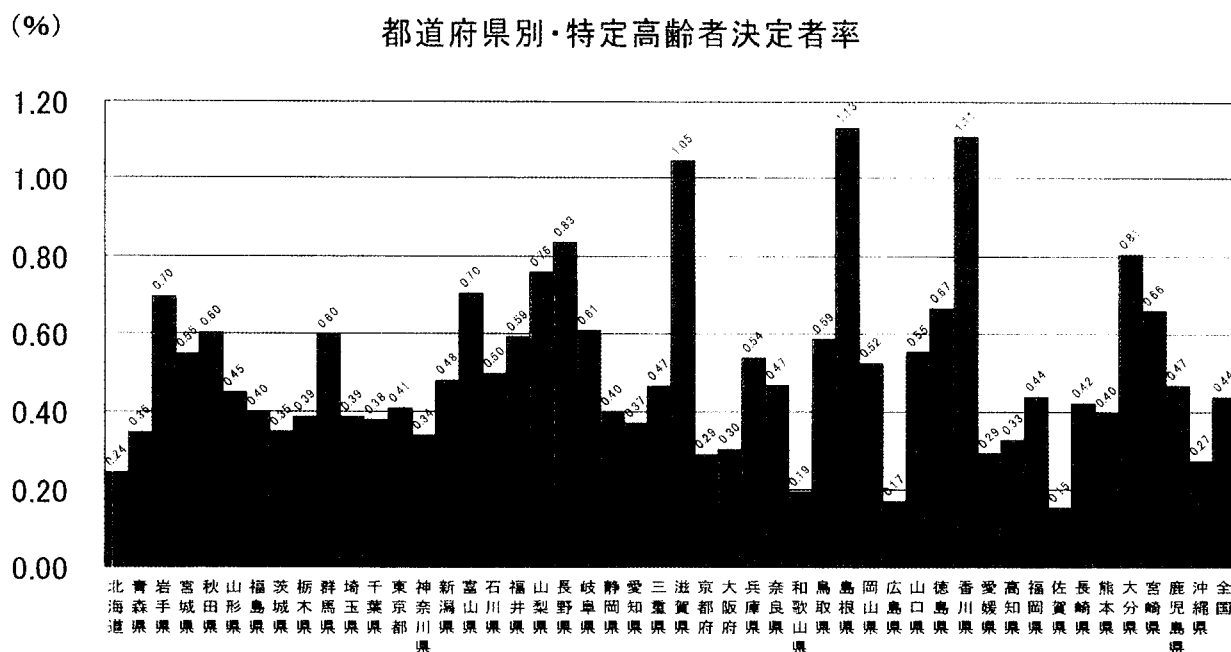
○各都道府県の65歳以上人口に対する基本チェックリストを実施した者の割合である。(基本チェックリストを実施した者が不明な市町村は除いて計算している。)

(2) 都道府県別・特定高齢者候補者率



○各都道府県の65歳以上人口に対する特定高齢者候補者数の割合である。(特定高齢者候補者が不明な市町村は除いて計算している。)

(3) 都道府県別・特定高齢者決定者率

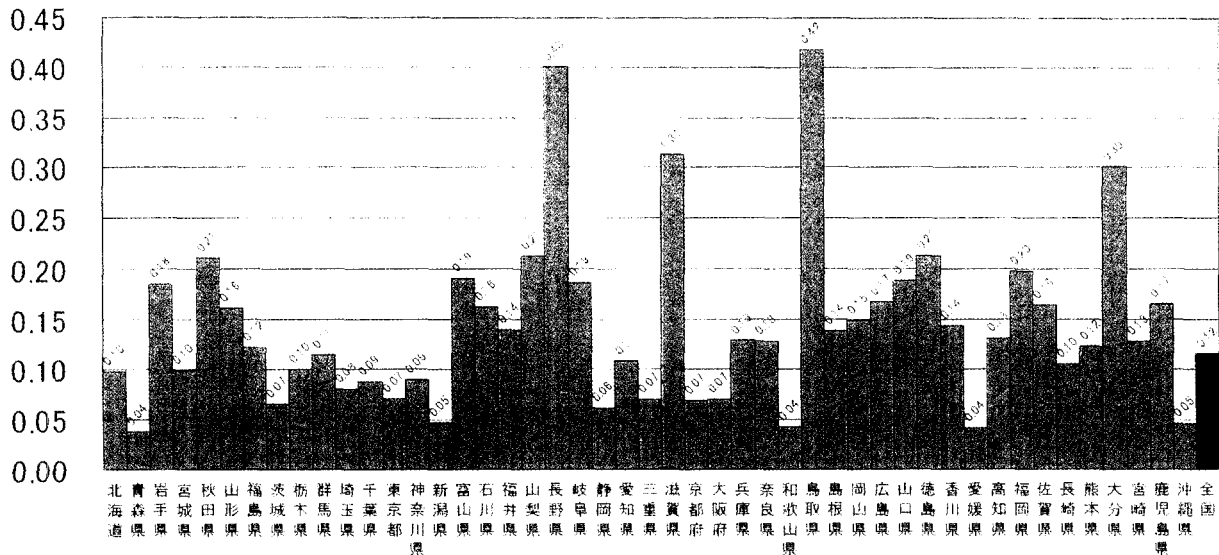


○各都道府県の65歳以上人口に対する特定高齢者決定者数の割合である。(特定高齢者決定者が不明な市町村は除いて計算している。)

(4) 都道府県別・通所型介護予防事業参加者率

(%)

都道府県別・通所型介護予防事業参加者率



○各都道府県の65歳以上人口に対する通所型介護予防事業参加者数の割合である。(通所型介護予防事業参加者数が不明な市町村は除いて計算している。)

